南部町・南部川村
合併協議会だより
第２１号
2004 Vol.21
平成16年9月１日

みなべのきれいな海で、遊んで食べて思い出づくり！

海遊体験（南部町堺漁港・森の鼻）

南部町漁協が主催する海遊体験が、今年も7月24日から8月28日にかけて開催されました。刺網などの漁業体験や小アジのつかみどり、魚料理体験など色んな催し物が行われ、地元はもとより京阪神からも多くの方が訪れ、大盛況のうちに幕を閉じました。

Contents

合併協議会の動き ……2～6
こんな意見がでました ……7～8

合併協議会の動き

7月22日（木）午後1時30分から、南部町役場3階　大会議室において、第14回合併協議会が開催されました。

第14回合併協議会

協議された内容

認定事項

■認定第2号

平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定について

平成15年度歳入決算額24，131，117円に対し、歳出決算額は18，032，760円となり、6，098，357円が平成16年度に繰り越されることになりました。

これを受けて、羽柿靖雄監査委員(南部町)より監査報告が行われ、全会一致で認定されました。

平成15年度　南部町・南部川村合併協議会決算

歳　入　（単位：円）

款	項	目	節	収入済額	備　考
1.負担金	1.負担金	1.負担金	1.負担金	12,000,000	南部町　6,000,000円 南部川村　6,000,000円
2.県支出金	1.県補助金	1.県補助金	1.県補助金	5,000,000	合併推進事業費補助金
3.繰越金	1.繰越金	1.繰越金	1.繰越金	7,130,4748	前年度繰越金
4.諸収入	1.諸収入	1.諸収入	1.諸収入	639	預金利子
合　計				24,131,117	

歳　出　（単位：円）

款	項	目	節	収出済額	備　考
1.運営費	1.会議費	1.会議費	1．報酬	1,132,500	委員報酬
			11.需用費	70,480	消耗品費、食糧費
			12.役務費	222,560	広告料
			13.委託料	465,765	会議録作成、看板設置
			14.使用料及び貸借料	163,800	調印式会場借上
	2.事務費	1.事務費	9．旅費	351,330	普通旅費
			11.需用費	527,358	消耗品費、印刷費、燃料費
			12.役務費	398,477	通信運搬費
			13.委託料	755,140	複写機保守
			14.使用料及び貸借料	1,081,550	機会・機具・車両・事務所借上他
			19.負担金補助及び交付金	7,000	研修負担金
2.事業費	1.事業費	1.事業費	8．報償費	30,000	謝礼金
			11.需用費	1,954,050	食糧費、協議会だより印刷費
			13.委託料	10,872,750	建設計画、例規整備、電算分析業務他
合　計				18,032,760	

報告事項

■報告第28号

新町の町章について

第13回合併協議会（5月31日開催）で、協議会委員投票により決定された町章図案の精緻作業が完了し、みなべ町町章デザインを作成しました。

（町章デザインは8ページをご覧下さい）

■報告第29号

事務事業の調整について

合併協定書に明記された「合併までに調整する」等となっている項目について、次ページのとおり調整結果が報告されました。

■報告第30号

南部町・南部川村合併協議会の廃止予定について

地方自治法第252条の6の規定により、南部町・南部川村合併協議会を平成16年9月30日限りで廃止することについて、同法252条の2第3項の規定により、南部町と南部川村の議会に議決を求めることについて報告されました。

・地方自治法252条の2（協議会の設置）

第1項　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

第3項　第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

地方自治法252条の6（協議会の組織の変更及び廃止）

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

事務事業調整一覧（合併協定書の中で「合併までに調整」等となっている項目）

項目事項	協議会確認内容（合併協定書及び協議会提出資料より）	調整内容
総務企画関係事業の取扱いについて	住民活動支援補助金（ハード事業）については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化する。	平成16年10月1日専決。みなべ町コミュニティ助成事業実施要綱 〇コミュニティ助成事業 公園等整備　事業費の3分の2補助　限度額300万円 （＊助成対象は、町管理以外の地域の公園とする） 文化財等保存整備　事業費の3分の2　限度額150万円 その他の事業　事業費の3分の2　限度額100万円 〇町内会館新築等補助金 新築　事業費の2分の1以内　750万円限度 改築修繕　事業費の2分の1以内　300万円限度　但し事業費が30万円以上であること
	防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。 放送の内容については、両町村で異なることから、合併までに地域の特性を考慮した運用も勘案し、放送基準の統一を図る。	定時のチャイム（時報）は、設定する放送機器が第1庁舎と第2庁舎それぞれにあることから、地域の特性に合わせ両町村の現状どおりとする。（機器統一時には一元化する。） 南部川地域　午前7時、午前11時、正午、午後5時 南部地域　（岩代地区午前11時）、正午、午後5時（夏季午後5時、午後6時）、午後9時 現在南部川村で行っているお悔やみ放送（区長依頼）は、第2庁舎から町民課窓口担当が放送する。午前11時、午後3時 夏休み期間中のラジオ体操放送は廃止する。（南部川区域） 防犯・事故防止目的の児童帰宅放送は、新町において検討する。 区長、学校からの放送は、区民会場、学校に遠隔操作装置を設置して、各自で放送してもらう。 既存の放送設備のある区（南部町区域）については、今後設備改修の補助は行わず、区長と相談の上、順次防災無線の遠隔操作装置に変更していく。 地域単位（南部、岩代、上南部、高城、清川の単位）の放送依頼は、第1第2庁舎、各支所で受け付ける。
住民福祉関係事業の取扱いについて	家族介護慰労金支給事業（村単独事業）：介護保険制度の活用を推進し、廃止も含めて合併までに調整する。	村の「親を大切にする介護手当支給条例」は、平成16年9月30日で廃止する。
	家庭介護用品支給事業は、国の「介護予防・生活支援事業実施要綱」により実施する。 実施方法は現物給付のみか、現物給付及びクーポン券方式（月単位定額）か、委託先と委託料を含め合併までに検討調整をする。 紙おむつ支給事業は、国の補助事業を優先した上で、「和歌山県在宅高齢者支援事業」の紙おむつ事業により実施する。合併までに委託先と調整する。	委託先の社協合併時期までは従来通りでやっていく。 新社協設立後業務委託する。
	障害者（児）福祉手当：国の施策に上乗せした町村単独の制度であり、支給金額や支給対象者、所得制限の有無など、調整方針によっては新町の大幅な負担増となることから、合併までに十分検討調整し制度を一元化する。	・対象　：　身障1～4級、療育AB、精神1～3、その他町長が同程度と認める者 ・所得制限：　本人の年金収入および勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が国民年金障害基礎年金2級の年金額から本条例の年金額年額を控除した金額未満の者。（年額約74万円未満の者が対象となる。実質、障害者年金受給者は対象外となる。） 所得金額には専従者給与も含む。 ・支給金額：　年2回の支給とし、月額は5,000円とする。 ・町村負担は、町110＋村90＝200人×6万＝12,000千円必要で3,500千円増の見込 ・適用は合併時、平成16年10月からとする。（支払いは平成17年3月に半年分）
社会教育関係事業の取扱いについて	使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に施設内容・面積等を勘案し合併までに規定する。	各施設の使用料については規則で規定し、減免規定を設ける。 照明料 4中学校の体育館　（昼間1時間500円、夜間1時間1,000円） 南部小学校、上南部小学校の体育館（昼間1時間500円、夜間1時間1,000円） その他の小学校体育館（昼間1時間250円、夜間1時間500円） 合併時から適用する。 小中学生が団体を組織して指導者のもとに行う青少年スポーツ活動での体育館の照明料金については、社会教育や公民館活動と同じく減免規定を設ける。 （想定される団体） 剣道、ジュニアバレー、ジュニアバスケットなど
公共的団体等の取扱いについて	新町において区長に依頼する業務については、合併までに調整する。 新町における区長報酬、文書配布手数料、区への助成・補助等は合併までに調整する。	〇区長は新町の「自治振興委員」として合併時（開庁式）に町長職務執行者が委嘱する。 〇役場が区長に依頼する主な仕事 ・広報、その他の文書の配布 ・災害箇所の報告等 ・その他区内における役場との連絡調整 〇自治振興委員報酬を規定する。（非常勤特別職特別職報酬条例） 報酬額　50,000円（区長個人支払い） 〇自治振興補助金を制定する。（区会計への支払い） 均等割り　50,000円 戸数割り　1戸　400円 〇区長への文書配布は、広報及び県民の友配布の月1回とする。 配布手数料　1部70円 配布手数料は、学校配布（高城、清川中学校）を除き、区への支払いとする。

事務事業調整一覧（合併協定書の中で「合併までに調整」等となっている項目）

項目事項	協議会確認内容（合併協定書及び協議会提出資料より）	調整内容
旧町村の慣行の取扱いについて	新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。	町章については、公募をし選定した。合併時に告示。
地方税の取扱いについて	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 納期については、法定納期を基本に、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性を加味して統一納期を定める。	平成16年4月1日より各町村条例改正を行ない統一納期とした。
一般職員の身分の取扱いについて	現に南部町、南部川村の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 ① 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 ② 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 ③ 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 ④ 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。	平成16年10月1日の専決処分により制定する。 みなべ町職員定数条例 みなべ町職員の職名に関する規則 みなべ町課事務分掌規則
特別職の身分の取扱いについて	新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は南部町長と南部川村長が協議して定めるものとする。	みなべ町長職務執行者　両町村長で協議の上決定 法令で設置義務付けの審議会委員は職務執行者が任命 個人情報保護審査会委員、情報公開審査委員、 防災委員 介護認定審査会委員、 国保運営協議会委員ほか
一部事務組合等の取扱いについて	2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。 その他の一部事務組合については、2町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。	・南部町・南部川村環境衛生事務組合　9月議会 ・田辺市・南部町・南部川村道路組合　解散議決 その他は9月議会で規約の一部改正議決 協議会、協同設置、事務委託は従来通り（脱退と加入手続が必要）
公共的団体等の取扱いについて	公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整につとめる。 （1）2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。 （2）統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。 （3）独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	町村より委嘱の委員会（団体）等については新町長より委嘱する
国民健康保険事業の取扱いについて	国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。 国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とする。 出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。 高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。 国民健康保健事業の保健事業については、新町において調整する。 国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。 国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。 国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。 納税協力団体への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。	・委任払制度は平成16年10月1日専決し、全被保険者対象とする。 ・貸付制度は平成16年10月1日専決し、従来通り残す。 平成16年10月1日職務執行者が委嘱する。（12名） 任期は2年とする。 平成16年4月1日から2%とすることで統一している。

事務事業調整一覧（合併協定書の中で「合併までに調整」等となっている項目）

項目事項	協議会確認内容（合併協定書及び協議会提出資料より）	調整内容
介護保険事業の取扱いについて	①被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。 ②要介護認定・要支援認定にかかわる事務 Ⅰ　認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者は3,000円、施設入所者は2,500円とする。 Ⅱ　認定審査会については、新町において2合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定める。 ③保険料の徴収にかかわる事務 Ⅰ　第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6段階方式とする。 Ⅱ　第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整する。	平成16年10月1日専決、認定審査会委員設置、報酬条例も専決（日額2万円） 平成16年10月1日～平成17年3月31日不均一 平成17年4月1日～一本化 ①0.3　②0.75　③1.00　④1.25　⑤1.50　⑥1.70 7月～2月の8期とする
消防団の取扱いについて	消防団については、合併時に統合する。 ①南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 ②組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。 ③任用、報酬及び出動手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。	○出動体制 ・現南部町内での火災については、現行どおり現町消防団が出動し、現村消防団は、各消防倉庫で待機とする。同じく現南部川村で火災があったときも、現町消防団は各消防倉庫で待機とし、必要に応じて応援態勢をとる。 ・現町村境での火災については、隣接する班がそれぞれ出動する。 ・日高広域消防本部からの消防団招集サイレンは、新町全域吹鳴とする。 詳細な事項は両町村消防団で調整済み 団長は平成16年10月1日職務執行者より任命する。 消防団員の報酬は特別職報酬条例による。（合併時に専決）

コミュニティバス導入検討委員会を開催

第2回コミュニティバス導入検討委員会が、7月22日（木）午前10時から、南部町役場　3階　大会議室で開催されました。

事務局より、コミュニティバス導入自治体（上富田町）の動向、新町における交通流動と交通手段、現在の公共交通利用状況（路線バスの運行状況、幼稚園・保育所の通園状況、小・中学校の通学状況、デイサービスの送迎状況）、コミュニティバスの需要予測、運行ルートイメージ案等について説明があり、その後活発に意見交換が行われました。

コミュニティバスの需要予測は、住民アンケートによる利用意向からは年間85万人の利用も想定されますが、導入方法・導入時期に関する意見及び他自治体の事例による利用状況を勘案すると、利用上限値は年間6万人、実際には年間1万5千人と推測されます。

又、コミュニティバスの運行イメージを把握するために、導入目的に沿う概略ルートを想定し、運行回数・運行時間・経費及び需用などについて、シミュレーションを行いました。

第2回コミュニティバス導入検討委員会

●例1

町内公民館全てと南部中心市街地・駅を結

ぶルート　町内を広域にカバーし、公共交通空白地を最小とするルート

●例2

温泉施設・観光地と南部中心市街地・駅を結ぶルート　温泉・梅林・山間中心部・市街地中心部を通過し、運行距離最短・便数最多とするルート

約2時間にわたって議論が展開され、三前委員長より、一度現地を実際にバスで視察して状況を見ながらコース等について検討してはどうかと提案があり、8月2日に実施することとなりました。

現地視察を実施

8月2日(月)、コミュニティバス導入検討委員による現地視察及び第3回委員会が開催されました。

現地視察は、第2回委員会で提案された運行イメージ案に沿って、マイクロバスに乗車し南部町役場を出発して、鶴の湯温泉・清川公民館・堺・岩代方面などを距離にして約80kmを約3時間かけて視察しました。

視察終了後、南部町役場　3階　大会議室において引き続き第3回委員会を開催し、意見交換を行いました。

コミュニティバス現地視察

コミュニティバスルートイメージ図

例1

運行サイクル（バス2台）

所要時間　：各ルート　約2時間（1往復）

最大運行回数　：各ルート　4往復／1台

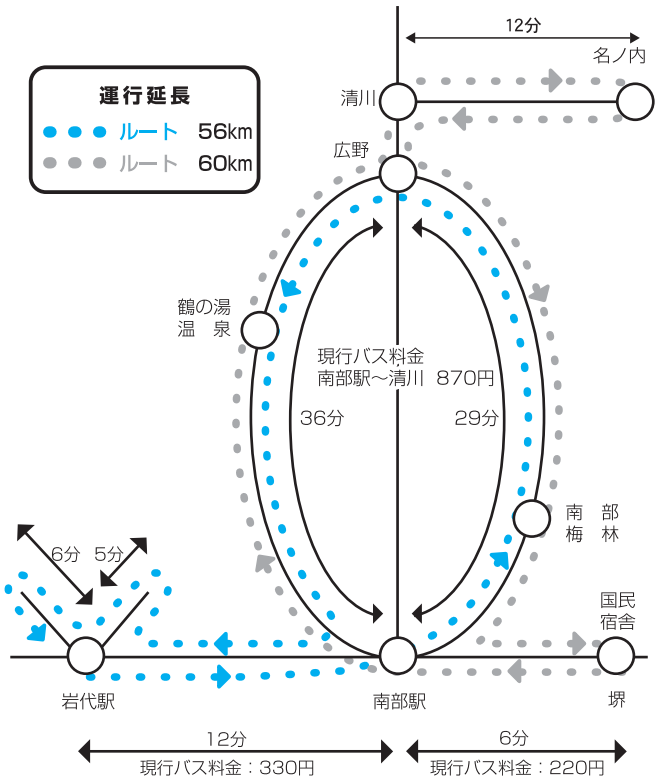

- 新町内の全域をカバーできる。
- 運行本数が同一ルートで1日に最大4本となり、運行本数が少ない。
- 運行時間が長い（約2時間）

例2

運行サイクル（バス2台）

所要時間　：各ルート平均　約1時間20分（1往復）

最大運行回数　：各ルート　6往復／1台

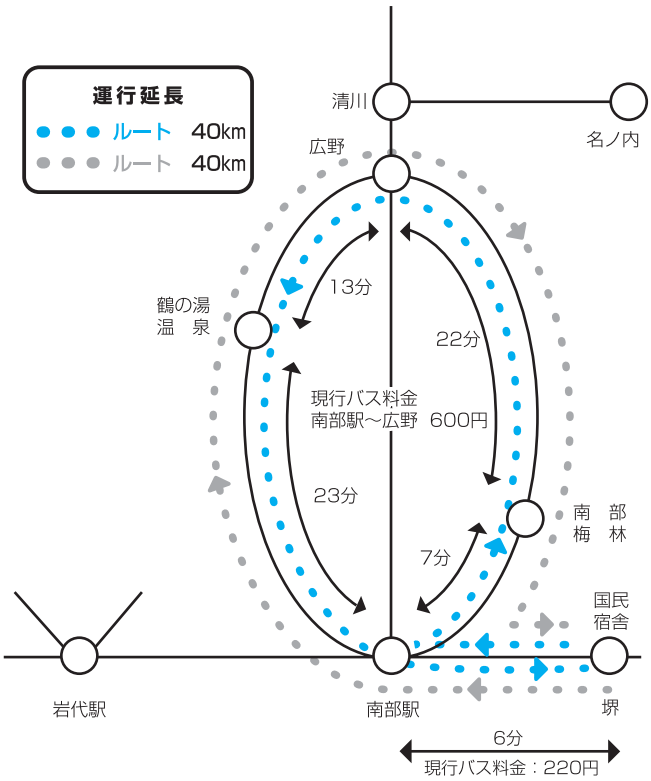

- 廃止線路の代替ルートとして、温泉・観光地・中心街を通過する。
- 名ノ内地区・岩代地区は公共交通の空白地区となる。
- 運行本数が同一ルートで1日に最大6本となる。

こんな意見がでました

第14回合併協議会

■報告第29号

事務事業の調整について

○防災行政無線についてですが、「区長、学校からの放送は、区民会場、学校に遠隔操作装置を設置して各自で放送してもらう。」となっていますが、各地区ごとに区長さんが権限を持って放送できるということですか。

・小谷事務局長

そのとおりです。南部川村では、今まで役場で放送していましたが、重複する場合には放送時間が飛んで、5分後や10分後に放送される場合がありました。しかし、これからは各区で区長さんが自ら放送できる施設を整備していく予定です。

学校につきましても、学校で放送すると校区が全部聞こえるように設定することになっています。

○南部川村受領地区を走っている龍神バスが、9月末で廃止となります。コミュニティバスで代替できる性質のものではないと思いますが、長い間バスが走っていた地域ですから、できるだけ救済をして頂けるようにお願いします。

・小谷事務局長

コミュニティバスがどこをどう走るというところまでは、まだ決まっておりません。

事務事業の調整内容の中で、通学費補助というのが両町村にあります。その中で、生活路線バスが廃止となる南部川村受領地区の児童については、辺川地区から谷口地区までの交通費を、全額支給するということで調整されています。ですから、受領地区から辺川地区までは、当面歩いて登校して頂くことになろうかと思います。

第2回コミュニティバス導入検討委員会

○上富田町のコミュニティバスの経営状況はどうなっていますか。

・事務局

基本的に明光バスが、運行代行しています。形態としては、2台のバスを上富田町が購入し、償却期間が7年です。契約も2台運行するにあたって、明光バスがいくらで運行するかという契約です。契約額は単純に計算すると、利用客が年間35，000人×運賃100円＝350万円。これが収入になります。支出が、営業経費を除いて単純必要経費が1台あたり年間約1，000万円、2台走っていますから約2，000万円になります。

○現在、路線バスが走っているところにもコミュニティバスが必要なのかどうか。今検討しているところだと思いますが、路線バスをこのままいかすのかどうか、それを考えていかないと、同じように走らせたのでは意味がないと思います。

・事務局

現在走っている路線バスは、存続していく方向です。路線バスは路線バスで走って、不足する部分にコミュニティバスを走らせようということです。

○両町村で約1，600万円補助金を出して路線バスを存続させ、コミュニティバスも走らせる。福祉バスは、小型の車両で家の戸口まで来てくれるから利用しやすいが、コミュニティバスは戸口まで来てくれないのではないか。1世帯当たりの自動車保有台数が多いこの町で、果たして利用する人がいるのかどうか。

・梅本委員(南部川村総務課長)

路線バスの補助金は、現在約1，600万円ですが、龍神バス受領線廃止に伴い、両町村で約700万円の減額となります。この減額分をコミュニティバスの運営費用に充てることができます。

○実際に、みなべ町でコミュニティバスを走らせるとしたら、町が負担する金額はどれくらいになりますか。

・事務局

2台走らせるとして、約1，700万円の費用が必要となります。その内約1割位が運賃収入で入ると想定されます。残り9割を負担することになりますが、今の国の制度でいきますと、その内の約8割が特別交付税で補助を受けられることから、みなべ町では約2割(300万円)の負担となります。バスの購入についても、合併特例債(借入充当率95％)が適用できますので、購入時には購入額の5％が必要となり、償還についても普通交付税で70％返還されますので、30％の負担が必要となります。

又、コミュニティ関係で県から交付金が両町村で2億円あります。国の補助がいつまで続くかわからない

という不安がありますが、現時点でそういう計算になります。

○採算性について議論する必要もありますが、コミュニティバスの問題が提起されたということは、新町の一体化ということで、採算を度外視してというわけではないが、住民のふれあい、交通弱者に対する利便性とか、こういう趣旨のもとに、この委員会で運行計画を考えていく必要があると思います。

○例えば、現在高城小学校で走っているスクールバスを、登下校以外の空き時間に試験的に、走らせて判断してはどうか、期間は1年でも2年でもかまわないので。

○三前委員長　実際に仮のルートを設定して現地を走行させてみてはどうか。2時間以上かかるかもわかりませんが、委員皆さんに乗って頂いて、状況を見てからコース等についても、もう一度ご検討頂ければと思います。

それと、先程ご意見を頂いたスクールバスをコミュニティバスに利用できないかということも含めて、できるだけ効率の良い方法を考えていきたいとも思います。

現地視察、第3回委員会

○新町「みなべ町」全体を回ってみて、本当に広く、山あり・川あり・海あり。良い町になるだろうと感じた。コミュニティバスについても、地域交流を図るためにできたら良いと思うが、新町の財政を圧迫することのないよう進めるべきである。

○民間のバスと併走しないようなバスルートが望ましいと考えます。行政側も、このバスを使って頂きたいというアピールを含めて、活用が図られるよう色々考えていかなければならないと思います。

○大変遠かった。目的地までの時間がかかりすぎ、山の中では無駄な所を走っている感じも受けることから、もう少しコースを分けて運行ということも考えてはどうか。

○全体的に3時間もかかるというのは問題で、多くの方々に利用してもらうというのは困難でしょう。いかに多くの方々に利用して頂くかということを考えるべきなので、色々なパターンでやってみる必要があるのではないか。

第15回合併協議会のお知らせ

開催日：9月3日（金）

時　間：午後3時00分

場　所：南部川村保健福祉センター 2階　プララホール

確定したみなべ町町章

基本表示

単色表示

町章の表示は2色配色を基本とします。美しい山を表すグリーンと、清冽な水を表すブルーを、みなべ 町名産の梅の花のフォルムで表現しています。

南部町・南部川村合併協議会だより
編集・発行
南部町・南部川村合併協議会
〒645-0002　日高郡南部町大字芝265-1
TEL.(0739)84-3180　FAX.(0739)72-4187
URL http://www.gappei-minabego.jp/　E-mail info@gappei-minabego.jp
本誌は森林資源保護のため、再生紙を使用しております。